

# 松原市立松原第七中学校

## 令和6年度 学校いじめ防止基本方針

### 1. 基本方針

#### [教育目標]

○「ほっ!」とできる学校を!

～一人ひとりを大切にし、つながり合う学校づくりを推進する。

○「分かった!」といえる授業を!

～「自分で考えることのできる学力」の育成、授業力の向上をめざす。

#### [基本理念]

本校では、以上の教育目標、重点項目実現のため、日々の教育活動を推進している。特にその中でも、「心も身体も安心安全な学校づくり」を基本とし、『人権を大切にす意識、集団づくりを基盤とした取組み』＝『人間関係づくり、集団づくり』を進めている。

その『人間関係づくり、集団づくり』を根本から覆す、大きな問題が「いじめ」事象である。

「いじめ」は、人権にかかわる重大な問題でもある。本校は、「いじめ」事象は、どこでも起こりうるという危機感を常にもち、以下の2点に重点を置きこの基本方針を定め、取組みを進める。

①まずは、事象が起こらない集団をつくることが第一である。日々の集団づくり（班・クラス・学年）を基軸に、生徒観察・教育相談等、生徒の状況の把握に努め、「いじめ見逃し0」を目指す。また、教職員集団のネットワークを太くし、組織的・機能的に動くことのできる学校体制を創りあげなければならない。

②もし、事象が起こったときに、生徒を大切にしたい、機敏な動きが、有機的にとれる教職員集団でなくてはならない。＝一人ひとりを大切にする、暖かい学校の実現を目指す。

#### [いじめの定義]

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

なお、けんかやふざけ合いでも、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する物とする。

## 2. いじめ防止等の対策のための組織

①組織名〔いじめ対策委員会〕（運営委員会＋α）

②構成員

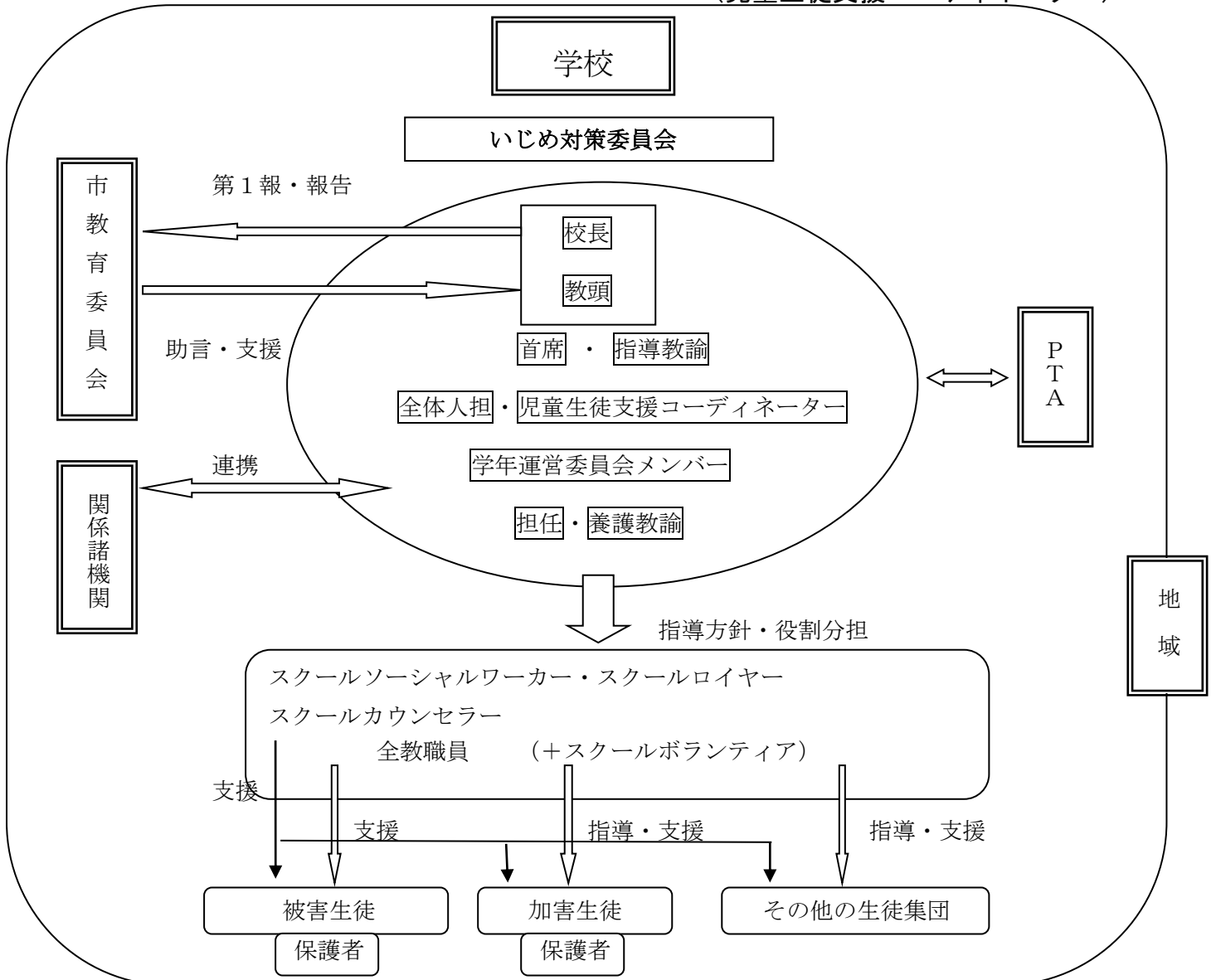
校長、教頭、首席、指導教諭、担任、児童生徒支援コーディネーター、人権教育担当、教務主任、各学年主任、養護教諭、（随時：クラブ顧問、支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど）

③組織の役割

ア 学校いじめ防止基本方針の策定	イ いじめの未然防止
ウ いじめの対応	エ 教職員の資質向上のための校内研修
オ 年間計画の企画と実施	カ 年間計画進捗のチェック
キ 各取組の有効性の検証	ク 学校いじめ防止基本方針の見直し
ケ 未然防止のための、取組の計画・検討	コ 各種アンケートの分析による実態把握

④組織図及び指導体制：相談窓口の担当者（管理職）（全体人担）（養護教諭）

（児童生徒支援コーディネーター）



## ⑤ 取組み状況の把握と検証（P D C A）

- ① 学年会議、生徒指導会議（不登校生支援委員会含む）、いじめ対策委員会、職員会議等で情報交換及びケースの検証—①学校いじめ防止基本方針及び、いじめ防止の取組みの評価、検証（P D C Aサイクル）
- ② いじめ事象への対処について検証（①の会議で）
- ③ 各種アンケートによる、現状把握、実態把握。評価・検証
- ④ 教育相談、班ノート等、生徒の声からの検証。  
上記①～④により、取組み・対応への評価・検証、学校いじめ防止基本方針等の見直し等をおこなう。

## 3. いじめ防止及びいじめ認知後の対応

### (1) いじめ防止に関する基本的な考え方—いじめ未然防止のために

「安心して生活し、一人ひとりが大切にされる学校づくり」が最も大切である  
いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、(道徳)、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。そのためには、

- ① 全職員でいじめ防止に取り組む体制づくり（組織図参照）
  - ・ いじめ対策委員会を中心とした、相互に、有機的に結びつく組織づくり
  - ・ 一人ひとりの教職員の意識、アンテナ、連携（報告・連絡・相談） 基本：気づいた教員→当該学年の主任、生徒指導→児童生徒支援コーディネーター→管理職＝（状況によって、いじめ対策委員会を招集）
  - ・ 一人ひとりの生徒を大切にするという共通認識
  - ・ 各種アンケート等による、生徒の現状分析と全体化
  - ・ 教職員の意識を深めるため、また指導方法向上のための研修会の実施
- ② 学校教育活動を通じた取組み
  - a 学校・学級を人権尊重が徹底し、安心安全な居場所づくりとなるために、生徒間の信頼ある人間関係づくりを進めるために→クラスづくりを基本においた、集団づくり。
  - b いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を大切に、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育成するために、ストレスに適切に対処できる力を育むための「エンパワメント学習」等の取組み。
  - c 自己有用感や自己肯定感の育成のために→①特別活動、道徳での取組み、総合的な学習の時間での体験・出会いを中心とした取組み②行事③生徒会活動や自主活動の深化
  - d 分かる授業づくり及び授業改善の推進
  - e 生徒と教職員の人間関係づくり、教育相談の充実。
- ③ 学校・家庭・地域が協働した人権尊重のコミュニティづくり、生徒の自己有用感を育むための家庭、地域との連携。

## (2) 早期発見のための取組み

いじめの特性として、いじめにあっている児童生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある児童生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。それ故、①日々の学校生活の中で、小さな変化、シグナルに気づく姿勢と、生徒観察②そのシグナルを共有でき、情報交換できる教職員の体制が必要である。

### ①いじめの認知に向けた取組み

(個人に向けて)

- ・いじめの認知に向けたアンケート
- ・定例の二者懇談を含めた、相談体制の充実。
- ・個々の生徒のていねいな内面把握に向けた集団づくりの推進。
- ・朝のあいさつ運動、登下校時・休み時間の巡回指導による生徒の行動把握。

(クラス集団に向けて)

- ・班編制を中心としたクラスづくり—日々の関係把握と、家庭学習ノート等からの内面把握。班ノートや班長会議の充実。

(学校全体として)

- ・発達支援的生徒指導の推進（社会性測定用尺度のデータ活用も含む）。特に、生徒会活動や地域の活動への参加。
- ・生徒が自己有用感を高めることができる取組み。—「いのち学習」—出会い・体験、「道徳」による規範意識向上、「進路学習」や「キャリア教育」
- ・保護者、地域との連携。—「国際文化フェスタ」「クリーンキャンペーン」「HOT x ほっと会」等での生徒の参加（ボランティア活動）と協働。

### ②相談体制の充実

- ・毎週金曜日のスクールカウンセリング。
- ・スクールソーシャルワーカーへの相談。
- ・学生ボランティアによる授業への入り込み及び休み時間の巡回指導、校内自立支援教室『ST ルーム』での学習支援及び不登校生支援。

### ③教職員間での情報交流

- ・日々の「日報」の閲覧・定例の学年会議。・週一回の生徒支援部会。・ケース会議

## (3) いじめ認知後における早期対応の取組み

### 1 基本的な対応

#### 1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要である。しかし、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たるとも、再発防止にとって大切である。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。従って、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめにあった生徒は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した生徒同士が、人間関係を再構築する営みを通じて、事象の教訓化を行い、教育課題として、取り組んでいくことが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、以下のマニュアルを参考にして、外部機関とも連携する。(基本：『5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート』参照)

#### A いじめを認知した場合、相談があった場合の対応

(1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合も、その場でその行為を止め、話をする。また、その行為が、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真剣に話を聞き、対応を伝える。すぐに学年にも伝え、次の日の対応を協議する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。

(2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任、学年生指、分掌長等に報告し、いじめいじめ対策委員会と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

(複数対応・単独対応、男性・女性、話し易い教員等配慮する一特に、被害者へ)

(3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。

(4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

(5) 随時、いじめ対策委員会で、事実確認、情報交換をし、対応を協議し、動く。

(迅速さとていねいさ)

(6) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守るという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

#### B いじめられた生徒又はその保護者への支援

信頼できる教職員を中心に、安心できる環境で、ゆっくり、ていねいに話をする。自分が悪くないことを伝え、今後の学校生活を送るにあたり、全面的に守りきることを伝え、まず安心感をもてるよう最善をつくす。また、保護者に対しても、事象の経緯、指導の内容等を含め、丁寧に伝える。その上で、希望も聞き取る。また、対策として、いじめた生徒の別室指導や出席停止などにより、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制を学年・学校としてつくる。(今までの集団づくりを振り返り、課題を解決すべく、学年・学校として分析、取組む。) その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの協力を得て対応を行う。

#### C いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

いじめた側の生徒には、厳しく説諭しつつも、充分話をし、形だけにならない指導を心がけることを基本とする。具体的な対応としては、

(1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をし、5W1Hを含め事実の聞き取りを確実に記録に残す。

(2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

(3) いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは「人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす卑劣な行為」であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。加えて、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、生徒の安心・安全、健全な心の発達を考え、指導する。

以上、指導にあたって学校は、複数の教職員（いじめられた生徒との話では、本人の希望により、一人の教職員等もあり得る）が連携し、必要に応じてスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

(①クラスづくりの総括と再出発、取組みの再検討、集会等での訴え、道徳・特活・総合の時間等での学習等②学年・学校教師集団としての課題の明確化と解消に向けての取り組み一個々の生徒への対応、生徒との関係づくり、学年等の教師集団としての動き等)

#### D いじめが起きた集団への働きかけ

(1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせることが大切である。直接ではなくとも、自分の立場がいじめを助長させるものであったことを理解させる必要がある。そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしてきた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させる。「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝えなければならない。

(2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。その反省・課題を、日々の集団づくり（班・クラス・学年）に返す。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。日々の教育相談、集団づくりはもとより、取り組みの点検等に努める。

加えて、認知されたいじめ事象について、地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメント、人間関係づくりを深める。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

特に、生徒会活動、体育大会や校外学習等は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会であり、自己効用感を育む機会ととらえ、生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

## 2 緊急・重篤な事案への対応

いじめ対策委員会等を中心に、迅速かつ丁寧に指導をし、生徒対応・保護者対応、関係諸機関対応等、役割を明確化し、その都度情報交換を行い、対策を練って実行していく。特に、事実関係を明確にするための調査①当該生徒②他の生徒（クラス・学年の生徒等）③緊急アンケート等を丁寧にを行い、記録する。

- ・ いじめを受けた生徒への支援、いじめた生徒への指導
- ・ 保護者双方への対応及び支援と継続的な助言
- ・ 関係諸機関との連携、教育委員会への報告
- ・ いじめを受けた生徒・保護者への説明
- ・ プライバシーの保護
- ・ 学校体制として動き、事象を検証・教訓化し、日々の活動・取組みにつなげる。

—重大ないじめとは—

- ① いじめにより生徒の生命、心身及び財産に重大な被害が生じた場合。
- ② いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合。

## 3 ネット上のいじめへの対応

(1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査を行う。特に、生徒が被害にあった場合、ケア等必要な措置を講ずる。

(2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。  
(大阪の子どもを守るサイバーネットワークの活用等)

(3) また、情報モラル教育を進めるため、教科や特活・道徳・総合的な時間において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や、「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。また、外部の講師を招き、「携帯電話の使い方」「ライン」について等を含め、危険性を伝えていただく。

(4) (3)に加え、「ネット上のいじめ」や有害サイトへのアクセスによる被害等の未然防止や早期解決のために、大阪府教育庁・市町村教育委員会・府警察本部等が連携し対応するネットワークを、「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」といいます。連携の必要が生じた場合は、松原市教育委員会への相談、協力のもと、保護者対象・地域の方対象にも設定し、家庭、地域としても、子どもを見守ることに意識していただくことを大切にします。

(参考) ■ 「ネット上のいじめ」の種類

・LINE等、SNSでの「ネット上のいじめ」

特定の子どもへの 誹謗・中傷	<b>事例</b> 誹謗・中傷の内容を繰り返し特定の子どもに送信して、いじめを行った。
個人情報の無断掲載	<b>事例</b> 本人に無断で、実名や電話番号、写真等が掲載された。 <b>事例</b> 個人情報や容姿・性格を誹謗・中傷する書き込みをされ、学級全体から無視されるいじめにつながった。
「なりすまし」での 誹謗・中傷	<b>事例</b> クラスの多くの子どもになりすまして、「死ね、キモイ」などの内容の文章を特定の子どもに何十通も送信した。

#### 4 いじめの解消について

次の2つの要件をもって「いじめが解消した」と判断する。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は本校のいじめ対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

※ いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害生徒及び加害生徒について、日常的に注意深く観察する。